

平成 29 年度実施  
法科大学院認証評価  
評価報告書

北海道大学大学院法学研究科  
法律実務専攻

平成 30 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構



# 目 次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	9
第 1 章 教育の理念及び目標	9
第 2 章 教育内容	10
第 3 章 教育方法	17
第 4 章 成績評価及び修了認定	20
第 5 章 教育内容等の改善措置	25
第 6 章 入学者選抜等	26
第 7 章 学生の支援体制	28
第 8 章 教員組織	30
第 9 章 管理運営等	33
第 10 章 施設、設備及び図書館等	34
第 11 章 自己点検及び評価等	36
<参 考>	39
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	41
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	42



独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について
---------------------------------------

## 1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

## 2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

29年7月	書面調査の実施
8月～9月	教員組織調査専門部会 ・授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査
8月	評価部会 ・基準ごとの判断の検討 ・書面調査による分析結果の整理
9月	運営連絡会議 ・書面調査による分析結果の審議・決定
10月	訪問調査の実施
12月	評価部会 ・評価結果（原案）の作成
30年1月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果（案）の取りまとめ 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果の確定

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成30年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

○磯村保	早稲田大学教授
逢見直人	日本労働組合総連合会会長代行
大澤裕	東京大学教授
加藤哲夫	早稲田大学教授
紙谷雅子	学習院大学教授
唐津恵一	東京大学教授
木村光江	首都大学東京教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
佐伯仁志	東京大学教授
潮見佳男	京都大学教授
龍岡資晃	西綜合法律事務所弁護士
◎田中成明	京都大学名誉教授
土屋美明	共同通信社客員論説委員
中川丈久	神戸大学教授
野坂泰司	学習院大学教授
野原一郎	法務省法務総合研究所総務企画部付
濱田毅	同志社大学教授
松下淳一	東京大学教授
三角比呂	司法研修所教官
牟田哲朗	平和台法律事務所弁護士
村中孝史	京都大学教授
山本和彦	一橋大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

荒木尚志	東京大学教授
◎磯村保	早稲田大学教授
大澤裕	東京大学教授
加藤哲夫	早稲田大学教授
木村光江	首都大学東京教授
酒井啓亘	京都大学教授
潮見佳男	京都大学教授
龍岡資晃	西綜合法律事務所弁護士
田中成明	京都大学名誉教授
中川丈久	神戸大学教授
野坂泰司	学習院大学教授
長谷川晃	北海道大学教授
松下淳一	東京大学教授
松本和彦	大阪大学教授
○山本和彦	一橋大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第1部会)

植村立郎	湯島綜合法律事務所弁護士
江森史麻子	大洋綜合法律事務所弁護士
加藤哲夫	早稲田大学教授
川口恭弘	同志社大学教授
◎潮見佳男	京都大学教授
○成瀬幸典	東北大学教授
安西文雄	明治大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

浅野博宣	神戸大学教授
荒木尚志	東京大学教授
太田匡彦	東京大学教授
小木曾綾	中央大学教授
加藤新太郎	中央大学教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
○佐伯仁志	東京大学教授
酒井啓亘	京都大学教授
野原一郎	法務省法務総合研究所総務企画部付
濱田毅	同志社大学教授
藤本亮	名古屋大学教授
前田陽一	立教大学教授
三木浩一	慶應義塾大学教授
◎吉原和志	東北大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

## 4 本評価報告書の内容

### (1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

また、評価基準に適合していないと判断された場合は、その理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を記述しています。

さらに、指摘事項（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

### (2) 「Ⅱ 章ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 指摘事項」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を指摘事項として抽出し、記述しています。

なお、指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にしています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえませんが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「留意すべき点」については、「改善すべき点」とまではいえませんが、注意を促す必要があると判断されるもの。
- ・ 「改善すべき点」については、基準を満たしていないとまではいえませんが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの。
- ・ 「是正を要する点」については、基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの。

(※ 評価結果の確定前に対象法科大学院に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

### (3) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」及び「ii 目的」を転載しています。

## 5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象法科大学院すべての評価結果を取りまとめ、「平成29年度法科大学院認証評価実施結果報告」として、ウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。



## I 認証評価結果

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻は、大学改革支援・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

ただし、当該法科大学院の教育活動等の状況においては、基準3-3-1を満たしておらず、速やかに是正される必要がある。

具体的な内容は、次のとおりである。

- 授業科目「知的財産法C」について、履修登録可能な単位数の上限から除外することとされているが、当該授業科目の内容はエクスターンシップやクリニック等実習の授業科目には当たらず、履修登録単位数の上限の例外とする取扱いを是正する必要がある。【基準3-3-1：重点基準】

当該法科大学院の特色のある点として、次のことが挙げられる。

- 研究者養成をも目的とした授業科目「研究論文」が開講されている。

当該法科大学院の留意すべき点として、次のことが挙げられる。

- 一部の授業科目において、当該法科大学院で周知されている「法科大学院における成績評価基準のガイドライン」で、成績評価の方法について、出席状況は履修者として成績評価の対象となるかどうかの判断のみに使用し、出席それ自体を点数化して評価に算入することはできないと定めているにもかかわらず、出席状況が悪い者についてマイナスの評価を加えているものがあるため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底するよう留意されたい。
- 本認証評価で作成した自己評価書を基準11-1-1で規定する自己点検及び評価に利用することを妨げるものではないが、単に認証評価実施年度に作成した自己評価書を自己評価書提出後、ウェブサイトに公表することにより基準11-1-1で規定する自己点検及び評価を実施したことにはならないため、留意する必要がある。

当該法科大学院の主な改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 法律基本科目の授業科目すべてが選択必修科目とされ、法科大学院教育で一般的に必要とされる内容が、学生の履修選択によっては履修することなく修了することが可能とされており、必修科目、選択必修科目の分類が適切に行われるよう、改善を図る必要がある。
- 法律実務基礎科目のうち法曹倫理について、2授業科目が選択必修科目とされているものの、基準2-1-6(1)アで規定する内容が、必ずしも適切に整理されておらず、必修科目、選択必修科目の分類が適切ではないため、いずれかを必修科目として、学生に必ず履修させるなどの改善を図る必要がある。
- 法律実務基礎科目のうち刑事訴訟実務の基礎について、3授業科目が選択必修科目とされているものの、基準2-1-6(1)ウで規定する内容が、必ずしも適切に整理されておらず、必修科目、選択必修科目の分類が適切ではないため、いずれかを必修科目として、学生に必ず履修させるなどの改善を図る必要がある。
- 一部の授業科目において、所定の授業時間と異なる授業時間で授業が実施されていることについて、過不足が生じる事態が常態化しており、特に、所定の授業時間を超えた補講の実施状況から、補講を前

提とした授業計画が策定されているとかがえるものがあるため、組織として改善する必要がある。

- 一部の授業科目の補講が、同一日に3～4コマ分実施されており、学生の履修上過密性が見受けられるため、改善を図る必要がある。
- 相互に関連を有し、多数の学生が履修している複数の選択必修の授業科目において、同一日に複数の授業が実施されており、多数の学生が同一日に6コマ分の授業を履修していることから、学生の履修上過密性が見受けられるため、授業の実施時間について改善する必要がある。
- 到達目標にあるもののうち、授業で直接取り上げない事項について、学生が直接履修しない授業科目に対する自学自習の指示等が必ずしも明確になっておらず、組織全体としての学習支援の措置が講じられているとはいえないため、改善を図る必要がある。
- カリキュラムの特性上選択必修科目として位置付けている科目、特に法律基本科目について、到達目標に対する学生の到達レベルを測定するために、組織全体として適切な手段を講じる必要があるものの、必ずしもすべての学生が全授業科目を履修していない状況が生じているため、履修指導以上の組織的な措置を講じるなど、改善を図る必要がある。
- シラバスにおける成績評価の考慮要素や割合の記載が不明確な授業科目のうち、一部の授業科目について、あらかじめ学生に明示されていないため、改善を図る必要がある。
- 各授業科目の採点基準が統一されていないことにより、法科大学院全体としての成績評価に関する共通理解が必ずしも図られておらず、学生への成績評価に関する必要情報のうち、採点基準の告知もされていないため、客観的かつ厳正な成績評価を行うために採点基準の策定及び告知を組織的に行う必要がある。
- 平成28年度及び平成29年度において、入学者選抜における競争倍率が2倍を下回っており、入学者選抜の改善への取組がまだ十分な成果を上げていないため、実効的な改善措置を講じる必要がある。
- 法学研究科・法学部全体における自己点検及び評価における評価項目は、国立大学法人評価における評価項目に基づいて実施されているものの、本評価において明らかとなった選択必修科目の分類、入学者選抜における競争倍率が2倍を下回っている点等、法科大学院における教育活動等の改善に必ずしも繋がっているものとはいえず、改善を図る必要がある。
- 休講・補講の回数の乖離に係る前回評価における指摘事項への対応について、依然として組織的な対応が十分ではないことから、法科大学院における教育活動等の改善に活用するために、自己点検及び評価が適切に機能するものとなっているとはいえず、改善を図る必要がある。
- 進級の状況について公表されていないため、当該情報を公表する必要がある。

## II 章ごとの評価

### 第1章 教育の理念及び目標

#### 1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

##### 【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育理念・目標は、「(i) 基本的法分野における体系的で深い理解、(ii) 先端的・応用的法分野における専門的知識、(iii) これらの知識を実践の場で使いこなす実践的知識、(iv) 柔軟で創造的な思考力、(v) 交渉能力と説得能力、(vi) 人権感覚・倫理性、(vii) グローバル化のなかでの比較法的知識と語学力、(viii) 他の専門分野に対する理解能力」といった能力・資質を備えた法曹の養成として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイトを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2 : 重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育理念・目標に適った教育を実施するため、法曹としてのコモンベシックを確保するための教育プログラム（基礎プログラム、深化プログラム、法実務基礎プログラム）、法曹としての付加価値を高めるための教育プログラム（先端・発展プログラム）、幅広い知見を修得するための教育プログラム（学際プログラム）の設定等が行われている。

当該法科大学院の授業における成績評価は厳格に実施され、修了認定も厳格な成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所、裁判所、検察庁等が挙げられる。

当該法科大学院の教育理念・目標は、司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況その他修了者の進路及び活動状況から、当該法科大学院の教育を通じて、達成されている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

#### 2 指摘事項

特になし。

## 第2章 教育内容

### 1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院においては、法科大学院の課程の修了の認定に関する方針を以下のとおり定めている。

- ・ 法科大学院（大学院法学研究科法律実務専攻）は、グローバル化の中で、日本社会の様々な領域において法の果たすべき役割が拡大し、また、社会の高度化のゆえにより高度な専門知識が必要になっているという社会状況において、様々な社会領域の要請に応えることのできる、高度な専門性と幅広い視野、そして人権感覚と倫理性を身につけた法曹の養成を目標としています。

また、教育課程の編成及び実施に関する方針を以下のとおり定めている。

- ・ 法科大学院（大学院法学研究科法律実務専攻）は学位授与の方針で掲げる法曹を養成するため、次の特色ある取組により教育課程を編成し、実施します。

#### 【5つの教育プログラム】

高度な専門性と幅広い視野、そして人権感覚と倫理性を身につけた法曹養成のための、理論的教育と実務的教育を有機的、効果的に実施するため、次の5つの教育プログラムを提供します。

##### ① 基礎プログラム

法学未修者向けの授業科目として、法律基本科目に関する基礎的知識を修得させるプログラム

##### ② 深化プログラム

基礎的知識を前提として、その理解を具体的事例問題の検討を通じて理論・手続の両面から一層深化させるプログラム

##### ③ 法実務基礎プログラム

法曹のあり方や社会的役割を考え、法曹が持つべき社会感覚や倫理感覚を磨くとともに、理論と実務の架橋となるべきプログラム

##### ④ 先端・発展プログラム

知的財産法や環境法などの先端的法分野について深い専門知識を修得させるとともに、労働法、社会保障法など法律基本科目に対する関係で応用的・発展的な専門知識を修得させるプログラム

##### ⑤ 学際プログラム

基礎法学や政治学等の知見を修得し、法現象を複眼的・学際的に眺める資質を高めるとともに、更にそれらの知見を法実践にも活かす能力の涵養を目指したプログラム

#### 【社会からの要請に応じる応用力・発展力の養成のためのプログラム編成】

先端的なビジネス部門を得意とする法曹、市民生活に密着した法曹の2つを想定し、先端・発展プロ

グラムの中に、①知的財産法、企業法務などの先端ビジネス部門と②環境法、医療訴訟などの生活関連部門という2つの部門を設けています。

**【双方向的ないし多方向的授業】**

双方向的で、対話、レポート作成を盛り込んだ教育手法を用いることによって、修得した法的専門知識の応用力、分析力、表現力を学生に体得させることを図ります。

**【教育の質保証】**

教育の質を保証するため、ファカルティ・ディベロップメント委員会を設け、授業評価等、教育内容及び方法の改善に取り組みます。

**【キャリア形成の支援】**

キャリアサポート委員を配置し、司法試験合格を果たした修了生の就職活動を支援するのはもちろんのこと、法曹からの転身をはかる修了生に対しても支援を行います。

当該法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育理念・目標を効果的に実現するために、基礎プログラムでは法律基本科目に関する基礎的知識を修得させ、深化プログラム及び法実務基礎プログラムでは専門法曹養成のための高度な専門的知識とその応用力を有機的に修得させ、先端・発展プログラム及び学際プログラムにおいては修得した法的専門知識を更に高度化させて専門性を高め、あるいは法学以外の知識と関連させて視野を広げるような授業科目を配置するなど、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、オフィスアワー等を通じて学生からの個別相談に応じる体制を整備する措置がとられている。

2-1-2 各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

当該法科大学院の到達目標は、「共通的な到達目標モデル」が存在する科目においては、それと同程度以上の内容及び水準で設定されている。

また、「共通的な到達目標モデル」が存在しない科目においては、授業を通じてどのような成果を達成するかを概括的に示した到達目標が設定されている。

2-1-3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の実務について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップ、公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目及び法情報調査に係る授業科目が開設され、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、授業科目「現代法哲学」、「日本法史」、「ヨーロッパ法」、「英米法」及び「法と経済学」等が開設され、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げることにより寄与する教育内容を備えた授業科目になっている。
- (4) 展開・先端科目は、先端ビジネス部門として授業科目「現代企業法Ⅱ」、「知的財産法A」、「知的財産法B」、「経済法A」及び「企業法務」等、生活関連部門として授業科目「環境法」、「情報法」、「労働法A」及び「医療訴訟」等、共通科目として授業科目「司法制度論」及び「国際取引法」等が開設され、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的又は発展的な理解を得させるために、必要に応じて実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

そのほか、研究者養成をも目的とした授業科目「研究論文」が開講されている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的及び当該法科大学院の教育理念・目標に応じた授業科目が開設されている。必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われている。法律基本科目の授業科目すべてが選択必修科目とされ、法科大学院教育で一般的に必要とされる内容が、学生の履修選択によっては履修することなく修了することが可能とされているものの、おおむね学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって配当されている。

## 2-1-5：重点基準

基準2-1-3(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

- |                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）      | 10 単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）    | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目については、すべて選択必修科目であり、公法系科目は12単位中8単位以上、民事系科目は36単位中24単位以上、刑事系科目は13単位中10単位以上を修得し、かつ合計で48単位以上を修得することとされている。

## 2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-3(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

(2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目（(1)に掲げる内容の授業科目を除く。）のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

（民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容）

イ ローヤリング

（依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容）

ウ クリニック

（弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容）

エ エクスターンシップ

（法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修）

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

（行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容）

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、

他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目として、独立した授業科目「法曹倫理Ⅰ」及び「法曹倫理Ⅱ」(各2単位)が選択必修科目として開設され、そのうち2単位を修得することとされているものの、基準2-1-6(1)アで規定する内容が、必ずしも適切に整理されておらず、必修科目、選択必修科目の分類が適切ではない。なお、他の授業科目においても法曹倫理に留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「民事実務演習A」(2単位)が必修科目として開設されているほか、授業科目「民事実務演習B」(2単位)が選択必修科目として開設されている。事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「刑事実務演習A」、「刑事実務演習B」及び「刑事実務演習C」(各2単位)が選択必修科目として開設され、そのうち少なくとも2単位を修得するものとされているものの、基準2-1-6(1)ウで規定する内容が、必ずしも適切に整理されておらず、必修科目、選択必修科目の分類が適切ではない。

また、ローヤリング及びクリニックは授業科目「ローヤリング＝クリニックA」及び「ローヤリング＝クリニックB」(各2単位)が、公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「公法実務演習」(2単位)が選択必修科目として開設され、法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち4単位を修得するものとされている。さらに、エクスターンシップは授業科目「エクスターンシップ」(1単位)が選択科目として開設されている。

法情報調査は、授業科目「法情報学」が選択科目として開設されているほか、入学式直後のガイダンスや、基礎プログラム及び深化プログラムの授業科目の中で適宜指導することとされている。法文書作成は、必修科目である授業科目「民事実務演習A」のほか、選択必修科目である「民事実務演習B」、「刑事実務演習A」、「刑事実務演習B」及び「刑事実務演習C」の中で適宜指導することとされている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たって、実務家教員を含む教務委員会での検討や、ファカルティ・ディベロップメント委員会(以下「FD委員会」という。)での意見交換を通じて、実務家教員と研究者教員による協力が行われている。

2-1-7 基準2-1-3(3)に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足る数の授業科目が開設されている。

2-1-8 基準2-1-3 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されている。

2-1-9 : 重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における授業時間等の設定は、単位数との関係において、一部の授業科目で所定の授業時間と異なる授業時間で授業が実施されていることについて、過不足が生じる事態が常態化しており、特に、所定の授業時間を超えた補講の実施状況から、補講を前提とした授業計画が策定されているとかがえるものがあるほか、一部の授業科目で補講が同一日に3～4コマ分実施され、学生の履修上過密性が見受けられるものがある。また、相互に関連を有し、多数の学生が履修している複数の選択必修の授業科目において、同一日に複数の授業が実施されており、多数の学生が同一日に6コマ分の授業を履修していることから、学生の履修上過密性が見受けられるものの、これら以外については大学設置基準第21条(単位)、第22条(1年間の授業期間)及び第23条(各授業科目の授業期間)の規定に照らし設定されている。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【特色ある点】

- 研究者養成をも目的とした授業科目「研究論文」が開講されている。

### 【改善すべき点】

- 法律基本科目の授業科目すべてが選択必修科目とされ、法科大学院教育で一般的に必要とされる内容が、学生の履修選択によっては履修することなく修了することが可能とされており、必修科目、選択必修科目の分類が適切に行われるよう、改善を図る必要がある。
- 法律実務基礎科目のうち法曹倫理について、2授業科目が選択必修科目とされているものの、基準2-1-6(1)アで規定する内容が、必ずしも適切に整理されておらず、必修科目、選択必修科目の分類が適切ではないため、いずれかを必修科目として、学生に必ず履修させるなどの改善を図る必要がある。
- 法律実務基礎科目のうち刑事訴訟実務の基礎について、3授業科目が選択必修科目とされているものの、基準2-1-6(1)ウで規定する内容が、必ずしも適切に整理されておらず、必修科目、選択必修科目の分類が適切ではないため、いずれかを必修科目として、学生に必ず履修させるなどの改善を図る必要がある。
- 一部の授業科目において、所定の授業時間と異なる授業時間で授業が実施されていることについて、過不足が生じる事態が常態化しており、特に、所定の授業時間を超えた補講の実施状況から、補講を前提とした授業計画が策定されているとかがえるものがあるため、組織として改善する必要がある。

- 一部の授業科目の補講が、同一日に3～4コマ分実施されており、学生の履修上過密性が見受けられるため、改善を図る必要がある。
- 相互に関連を有し、多数の学生が履修している複数の選択必修の授業科目において、同一日に複数の授業が実施されており、多数の学生が同一日に6コマ分の授業を履修していることから、学生の履修上過密性が見受けられるため、授業の実施時間について改善する必要がある。

### 第3章 教育方法

#### 1 評価

第3章の基準のうち、基準3-3-1を満たしていない。

##### 【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他研究科の学生又は科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実在即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実在即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業科目において設定されている到達目標はシラバスにおいて学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされており、学生が直接履修しない授業科目に対する自学自習の指示等が必ずしも明確になっておらず、組織全体としての学習支援の措置が講じられているとはいえないものの、おおむね学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものとなっている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、知識を効率的に教授できる講義方式を中心としつつ、確認の質問等をするなどして双方向性を確保し、2年次以降配当の授業科目にお

いては、事例に基づきつつ学生との問答を通じて授業を展開する対話方式を中核として、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「ローヤリング＝クリニックA」、「ローヤリング＝クリニックB」及び「エクスターンシップ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクスターンシップ」においては、当該法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、成績評価や単位認定等に責任をもつ体制が整備されている。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバスに記載され、学生便覧・講義要領として学生に配付されるとともにウェブサイトに掲載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、各授業における「TKC法科大学院教育研究支援システム」を通じた課題や発表レジュメ等の掲示、オフィスアワーの設定、クラス担任制の実施、休祝日関係なく24時間の利用ができる自習室の整備等が講じられている。

集中講義については、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

### 3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

- (1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目 8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目 6単位

- (2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

ただし、実習ではない授業科目「知的財産法C」(1単位)が上記の例外とされているものの、当該授業科目を履修登録単位数の上限の例外とする合理的な理由が確認できず、基準3-3-1を満たしているとはいえない。

なお、法学未修者1年次においては、法律基本科目に当たる授業科目の単位を1単位まで上限に加えることができるとされている。

以上の内容を総合し、「第3章の基準のうち、基準3-3-1を満たしていない。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【改善すべき点】

- 到達目標にあるもののうち、授業で直接取り上げない事項について、学生が直接履修しない授業科目に対する自学自習の指示等が必ずしも明確になっておらず、組織全体としての学習支援の措置が講じられているとはいえないため、改善を図る必要がある。

### 【是正を要する点】

- 授業科目「知的財産法C」について、履修登録可能な単位数の上限から除外することとされているが、当該授業科目の内容はエクスターンシップやクリニック等実習の授業科目には当たらず、履修登録単位数の上限の例外とする取扱いを是正する必要がある。

## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (3) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- (4) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (6) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- (7) 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価の実施、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がされており、法律基本科目のすべてが選択必修とされていること、基準2-1-6（1）において規定されている授業科目が選択必修とされていることから、本来必修科目で扱うべき内容を履修することなく修了することが可能となるカリキュラムであり、当該法科大学院で設定されている到達目標を達成し、学生が修了時までには修得すべき知識・能力の内容・水準の確認が十分ではないものの、各授業科目において設定された達成度に照らしおおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは学生便覧・講義要領を通じて学生に周知されている。また、一部の授業科目において、成績評価における考慮要素及びその割合の記載がシラバス上不明確であり、かつ、あらかじめ学生に周知されていないものがあるほか、当該法科大学院で周知されている「法科大学院における成績評価基準のガイドライン」で定める成績評価の方法に関する一般的な方針とは異なる方法で成績評価が行われているものがあり、さらに各授業科目の採点基準が統一されていないことにより、法科大学院全体としての成績評価に関する共通理解が必ずしも図られておらず、学生への成績評価に関する必要情報のうち、採点基準の告知がされていないものの、成績評価における考慮要素については、期末試験、中間試験、小テスト、レポート、平常点等としており、これらはシラバスに記載されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として単位認定に対する異議申出制度が整備されているほか、成績判定会議において成績評価についての検討を行い、定められた成績分布の基準を外れる授業科目については、その理由が合理性を欠くと判断される場合には成績の再評価を行うなどが講じられている。

成績評価の結果については、採点基準の告知がされていないものの、成績分布表の公表（法律基本科目

及び履修者が5人以上の授業科目)や担当教員による解説会の開催、解説の掲示又は学生の求めに応じた個別の解説の実施、さらに一部の授業科目においては、学生の同意を得た優秀答案・優秀レポートや過去の試験問題等必要な関連情報とともにおおむね学生に告知されている。

また、試験の際に持ち込みを可とするものを制限するなど期末試験における実施方法について配慮されている。再試験及び追試験においても、一定の要件に該当する学生のみを実施されており、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

期末試験は原則として筆記試験を実施することとされている。

なお、再試験は、再試験に関する申し合わせにより3年課程の学生に提供される基礎プログラムに属する授業科目及び「法曹倫理Ⅰ」、「法曹倫理Ⅱ」、「民事実務演習A」、「民事実務演習B」、「刑事実務演習A」、「刑事実務演習B」、「刑事実務演習C」及び「公法実務演習」についてのみ実施することとされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度(以下「進級制」という。)が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度(進級制)が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは学生便覧・講義要領に記載されており学生に周知されている。

#### 4-2-1:重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、そのを超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わ

せて30単位（アのただし書により30単位を超えてみならず単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみならずことができる。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であつて、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数をカに定める単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	10単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、31単位以上修得していること（なお、(2)においてカに算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。）。

当該法科大学院における修了要件は、3年以上在籍し、94単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合計30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされているが、法学既修者については、これらの単位を修了要件単位数には算入しないこととされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位及び入学前に大学院等において修得した単位と合わせて、30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目8単位、民事系科目24単位、刑事系科目10単位、法律実務基礎科目12単位以上、基礎法学・隣接科目4単位以上、展開・先端科目12単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数については、法律基本科目以外の科目から33単位以上を修得することとされており、31単位以上の修得が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えて

いない。

4-3-1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法律科目試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、採点の際の匿名性が確保されているほか、当該大学出身の受験者が有利となるような試験問題が出題されることがないように、出題・採点を担当する試験委員が、問題の作成に当たり内容・難易度・分量・科目間のバランス等を検討し、また、学部試験問題とは異なるよう配慮しており、さらに、過去5年分の試験問題をウェブサイトで公表するなど、当該大学出身の受験者与其他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法について論文式試験を実施し、所定の点数を取得した者を法学既修者として認定することとされている。法律科目試験については各試験科目について最低基準点を設定し、法学既修者として十分な能力を備えた者のみを合格させている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される選択必修の法律基本科目の単位を一括して免除する方法で行われている。

飛び入学制度を活用して法学既修者認定試験を実施する場合において、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目の履修免除は、履修免除単位数が30単位となっており、基準の範囲内となっている。法学既修者であることを理由とする履修免除は選択必修の法律基本科目に限って行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、30単位を修得したものとみなしている。この30単位については、1年次の選択必修科目30単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【留意すべき点】

- 一部の授業科目において、当該法科大学院で周知されている「法科大学院における成績評価基準のガイドライン」で、成績評価の方法について、出席状況は履修者として成績評価の対象となるかどうかの判断のみに使用し、出席それ自体を点数化して評価に算入することはできないと定めているにもかかわらず、出席状況が悪い者についてマイナスの評価を加えているものがあるため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底するよう留意されたい。

### 【改善すべき点】

- カリキュラムの特性上選択必修科目として位置付けている科目、特に法律基本科目について、到達目標に対する学生の到達レベルを測定するために、組織全体として適切な手段を講じる必要があるもの

の、必ずしもすべての学生が全授業科目を履修していない状況が生じているため、履修指導以上の組織的な措置を講じるなど、改善を図る必要がある。

- シラバスにおける成績評価の考慮要素や割合の記載が不明確な授業科目のうち、一部の授業科目について、あらかじめ学生に明示されていないため、改善を図る必要がある。
- 各授業科目の採点基準が統一されていないことにより、法科大学院全体としての成績評価に関する共通理解が必ずしも図られておらず、学生への成績評価に関する必要情報のうち、採点基準の告知もされていないため、客観的かつ厳正な成績評価を行うために採点基準の策定及び告知を組織的に行う必要がある。

## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

5-1-1 教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、FD委員会が設置され、教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、学生による授業アンケートの実施及び結果のフィードバック、教員相互の授業参観、教員による教育方法に関する懇談会等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

### 2 指摘事項

特になし。

## 第6章 入学者選抜等

### 1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らし、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性及び多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育理念・目標に照らし、「21世紀にふさわしい高度な専門性と幅広い視野、さらに人権感覚と倫理性を身につけた法曹の養成を教育理念とする。そのため、入試制度においては、①基礎的な教養と社会に対する広い関心、②分析力、思考力及び表現力など、法律家としての適性、③継続的な教育に耐えうる知的素養・忍耐力を備えた人材を選抜する。また、選抜に当たっては、公平性・多様性・開放性・客観性・透明性を確保するための措置を講じる。」として設定されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、法科大学院教員会議の下に、入試制度の設計とその改善を法科大学院教員会議に提案する入試制度検討委員会が設置されている。また、入試制度に則り法科大学院教員会議に入学者選抜の原案を提出する入学者選抜委員会が設置されており、入試業務に関する最終的な決定は法科大学院教員会議が行うこととされている。

6-1-3 各法科大学院の入学者受入方針に照らし、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（出願者数、合格者数、出身大学、成績結果、試験問題等）が公表されており、また、身体に障害のある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているほか、受験の際には試験時間の延長等、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応がされており、アドミッション・ポリシーに照らし、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、第1次選抜において法科大学院全国統一適性試験の成績を主に考慮し、第2次選抜においては、3年課程については小論文試験を課し、2年課程については法律科目試験を課すことにより、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、すべての受験者に対して、学業成績のほか、語学検定試験の成績、国家資格・各種試験、学位等、自らの学修の成果を示す書類の提出を認めることによって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成 25 年度は約 32%、平成 26 年度は約 21%、平成 27 年度は 26%、平成 28 年度は約 18%、平成 29 年度は約 20%であり、3割に満たない年度があるものの、3年課程である法学未修者の選抜においては、適性試験枠、小論文試験枠、総合評価枠を設けることで、適性試験、小論文試験、学部の成績等を評価する学修評価のそれぞれに着目し、各合格枠の評価の観点を変えており、多様性を実現する制度を採用している。また、地元の北海道だけでなく、東京にも試験会場を設けることにより、出身地の多様化にも配慮するなど、3割以上となるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は 101 人であり、収容定員 150 人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

当該法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数を決定し、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、平成 27 年度から入学定員の変更(80 人から 50 人に削減)が行われている。

平成 28 年度及び平成 29 年度において入学者選抜における競争倍率が 2 倍を下回っており、入学者選抜の改善への取組がまだ十分な成果を上げていないものの、入学試験の試験回数の増加や日程の変更等、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が行われている。

以上の内容を総合し、「第 6 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【改善すべき点】

- 平成 28 年度及び平成 29 年度において、入学者選抜における競争倍率が 2 倍を下回っており、入学者選抜の改善への取組がまだ十分な成果を上げていないため、実効的な改善措置を講じる必要がある。

## 第7章 学生の支援体制

### 1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育理念・目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、新学期開始時に実施する入学生ガイダンスにおいて、教務上・生活上のガイダンス及び各科目担当教員による科目ガイダンスを実施して履修指導を行っているほか、クラス担任制の実施、オフィスアワーの設定等によって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前に読んでおくべき文献リストの配付、入学前の課題の提示等、学習支援の配慮がされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、入学前導入教育として憲法、民法及び刑法の導入授業の動画によるインターネット配信、確認テスト及び当該担当教員による個別のカウンセリングを実施している。また、個別の学習計画を策定するなどのチュータリングによる指導内容のカルテ化、実務家教員を中心に実施する懇親会や研修合宿の開催等、学習支援において特段の配慮がされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの時間帯、場所、面談の予約方法等が記載された一覧表を毎学期の初めに掲示することにより、学生に周知されている。

このほか、法科大学院支援室と教材センターに教材作成を補助する助手等を配置するなど、各種教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がされるとともに、入学料・授業料の減免及び徴収猶予制度が整備されている。

学生生活に関する支援については、メンタルヘルスに対しては、全学的な学生相談室に専門のカウンセラー、保健センターに専門の医師や臨床心理士を配置し、部局には文学部・法学部学生相談室を設けている。各種ハラスメントについては、全学的な制度としてハラスメント相談室に専門相談員、各部局内に教員であるハラスメント予防推進員を配置するなど相談・予防体制を整備し、ハラスメント対策室が問題解決機能を果たすほか、クラス担任等による個別の対応がされるなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、

スロープ、エレベーター、階段手すり、身障者トイレが設置されているなど、整備充実に努めている。

身体に障害のある学生が入学した際には、ノートテイクや座席指定、支援機器の貸出等、障害の種類や程度に応じた支援を行う予定であり、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、全学的組織としてキャリアセンターが設置されているほか、キャリアサポート委員による指導・助言、実務家等による業務説明会・講演会の実施等、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

特になし。

## 第8章 教員組織

### 1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

##### 8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

##### 8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、研究者教員については選考委員会、実務家教員については法科大学院人事委員会における候補者の審査を経て、法学研究科教授会において審議する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、候補者の授業担当の適格性を考慮して、法学研究科教授会において審議する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

##### 8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の法科大学院でのみ専任とされている専任教員（以下「専属専任教員」という。）を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専属専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専属専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専属専任教員12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育理念・目標を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専属専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専属専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専属専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院が、教育上主要と認める授業科目は、法律基本科目、法律実務基礎科目、展開・先端科目のうち知的財産法関係科目及び経済法関係科目とされており、そのうち必修及び選択必修科目の授業は、約8割が専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専属専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専属専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員11年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、法科大学院教員会議の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専属専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、すべての専任教員が年間20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、専門分野における能力の向上及び研究教育の発展を目的としてサバティカル研修制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられる体制が整備されている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、法科大学院支援室が支援を行っているほか、法学政治学資料センターにも専門的な職員が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【優れた点】

- すべての専任教員の授業負担が、年間20単位以下にとどめられている。

## 第9章 管理運営等

### 1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法科大学院長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、法科大学院教員会議が置かれている。法科大学院教員会議は、専任教員（みなし専任教員を含む。）により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議することとされており、法科大学院教員会議における審議の結果及び意見が尊重されている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準5-1-1に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、法学研究科・法学部事務部が組織され、庶務担当、学事担当及び会計担当等の職員が配置されているほか、法科大学院長室に法科大学院の支援業務一般を統括する法科大学院支援専門員が配置され、支援業務を担当する各法科大学院支援室及び教材センターにも職員が配置されている。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、法科大学院協会主催の民事法及び刑事法に係る教員研修へ教員を派遣するなど、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修が行われている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、法学研究科予算全体の決定手続きにおいて、当該法科大学院の意見又は要望の聴取が行われており、設置者が当該法科大学院の運営に係る意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

### 2 指摘事項

特になし。

## 第10章 施設、設備及び図書館等

### 1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室及び演習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。教室及び演習室の一部については、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。また、教育方法上の必要に応じた設備及び機器として、教室及び演習室には、プロジェクター、スクリーン及びDVDプレイヤー等が配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、書棚、ロッカー、電源コンセント及びLAN設備が整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等からパソコンを利用して図書管理検索システム、判例・法令データベース及び「TKC法科大学院教育研究支援システム」等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、法科大学院図書室、附属図書館及び法学政治学資料センターが整備されている。附属図書館及び法学政治学資料センターは、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。法科大学院図書室、附属図書館及び法学政治学資料センターには、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、法科大学院図書室の図書及び資料は、教員による選定のほか、図書予算に特別の項目を設けて、随時学生の希望に応じた図書及び資料の購入が行われている。また、年1回の蔵書点検や図書及び資料の持ち出し防止システムが設けられるなどの管理及び維持がされているとともに、必要な設備及び機器として、パソコン及び複写機等が整備されている。学生の学習に必要な基本的図書及び資料は、学生の専用又は優先利用のために備えられており、学生が随時利用することに支障がないようにする措置が講じられている。また、法学政治学資料センターには、法情報調査に関する基本的素養を備えていて学生に随時助言できる職員が配置されている。

さらに、自習室においてパソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、法科大学院図書室と隣接しているほか、法学政治学資料センターが同一の建物にあり、附属図書館についても近接しているなど、学生が図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することができるよう、十分配慮されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、そのほか非常勤教員には授業等の準備を行うことのできる共同の非常勤講師室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、ミーティングルーム及び学生相談室が整備されており、面談の目的や人数に応じて適切なものが利用可能となっている。

施設の維持管理に当たっては、平日は夕方5時から翌朝8時30分まで、祝日・休日は24時間警備員を配置するほか、自習室及び法科大学院図書室への入室はカードキー等の利用を求めるなど、学生、教職員、その他の利用者の平穏安全が脅かされない環境が整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

特になし。

## 第11章 自己点検及び評価等

### 1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として法科大学院点検評価専門委員会が設置され、「教育理念・目標、並びに修了者の進路及び活動状況その他教育理念・目標の達成状況」、「教育内容及び方法」、「成績評価並びに進級及び修了の認定」、「入学者に関する受入方針、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること」、「収容定員及び学生の在籍状況」、「学生の学習、生活及び就職の支援」及び「教員組織及び教育能力」に関する内容を含む評価項目が設定されている。法科大学院独自の自己点検及び評価について、平成24年度以降行われていないものの、国立大学法人評価における評価項目に基づいた法学研究科・法学部全体における自己点検及び評価が実施されている。

また、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

自己点検及び評価の結果については、本評価において明らかとなった選択必修科目の分類、入学者選抜における競争倍率が2倍を下回っている点、休講・補講の回数の乖離に係る前回評価における指摘事項への対応について、依然として組織的な対応が十分ではない点等、法科大学院における教育活動等の改善に必ずしも繋がっているとはいえないものの、法科大学院教員会議、教務委員会及びFD委員会をはじめとする各種委員会が連携協力し、改善に取り組むとともに、法科大学院教員会議において報告し、教員に周知することにより、当該法科大学院における教育活動等の改善におおむね活用されている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

当該法科大学院においては、教育研究活動等の状況について、進級の状況に関する情報が公表されていないものの、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項等を通じて、毎年度、おおむね公表されている。また、自己点検及び評価の結果は平成24年度に実施した「北海道大学法科大学院認証評価自己評価書」としてウェブサイトを通じて公表するにとどまっている。

教員組織については、研究者教員については担当授業科目名、主な職歴、及び最近5年間における主な研究業績、実務家教員については、担当授業科目名、並びに法律実務に関する主な経歴、実績及び著作、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での主な公的活動及び社会貢献活動がウェブサイトの「法科大学院教員一覧」及び大学ウェブサイトの「研究者総覧」を通じて公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行等、広く周知を図ることができる方法によって、公表されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、法科大学院長が調査し、法学研究科・法学部事務部の庶務担当及び学事担当並びにFD委員会において収集され、定期試験、レポート、自己点検及び評価の結果に関する文書は法科大学院長室、授業アンケートの集計分析資料等はFD委員会、その他の資料については法学研究科・法学部事務部において保管されている。

以上の内容を総合し、「第11章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【留意すべき点】

- 本認証評価で作成した自己評価書を基準 11-1-1 で規定する自己点検及び評価に利用することを妨げるものではないが、単に認証評価実施年度に作成した自己評価書を自己評価書提出後、ウェブサイトに公表することにより基準 11-1-1 で規定する自己点検及び評価を実施したことにはならないため、留意する必要がある。

### 【改善すべき点】

- 法学研究科・法学部全体における自己点検及び評価における評価項目は、国立大学法人評価における評価項目に基づいて実施されているものの、本評価において明らかとなった選択必修科目の分類、入学者選抜における競争倍率が2倍を下回っている点等、法科大学院における教育活動等の改善に必ずしも繋がっているものとはいえ、改善を図る必要がある。
- 休講・補講の回数の乖離に係る前回評価における指摘事項への対応について、依然として組織的な対応が十分ではないことから、法科大学院における教育活動等の改善に活用するために、自己点検及び評価が適切に機能するものとなっているとはいえ、改善を図る必要がある。
- 教育活動等の状況に関する自己点検及び評価を適切に機能するものとして実施し、当該情報を公表する必要がある。
- 進級の状況について公表されていないため、当該情報を公表する必要がある。



< 参 考 >



## i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

#### (1) 法科大学院（研究科・専攻）名

北海道大学大学院法学研究科・法律実務専攻

#### (2) 所在地

北海道札幌市

#### (3) 学生数及び教員数（平成29年5月1日現在）

学生数：101名

教員数：22名（うち実務家教員6名）

### 2 特徴

#### 〔沿革〕

北海道大学法学部は、昭和28年に北海道大学法経学部から分離・独立し、継続的に講座数を拡充した後、昭和49～52年に教育部36教育科目、研究部4部門12研究科目、入学定員220名に改組拡充した。研究部の設置と教授・助教授54名という教員定員は、当時全国の法学部の中でトップクラスの質と規模の教授陣を可能とし、その後の幅広い専門分野の先端的研究を基礎とする充実した教育の基礎になった。

昭和60年代以後は大学院の整備を進め、平成4年に2年制の専修コースを新設し、平成12年に大学院重点化し、入学者数を倍増した。この際に、研究部を改組して、高等法政教育研究センターを設立し、研究と教育の有機的連携体制を強化した。

#### 〔本学・本研究科の伝統〕

北海道大学は、北海道開拓使札幌農学校の開校当初から、常に広く全国から有為の人材を集め、最先端の近代教育によって優秀な卒業生を全国に送り出してきたが、それと同時に、地域と密接な連携を持ち、北海道開発に関わってきた。北海道大学法学部も創設以来常に、入学者の半数前後を北海道外から受け入れ、卒業生の多くを全国に送り出してきたが、同時に、地域と密接な連携を持ち、その発展に貢献してきた。

この「教育の地方分権」的機能は本学・本研究科の地理的特色によるが、教員と学生の親密な関係に基づく少人数演習を重視した法学教育も、この伝統の一環をなすものであり、大規模地方都市に所在する基幹大学という特性を基礎にしている。

このような教育によって、北海道大学大学院法学研究科・法学部は、産業界・官界とともに司法界に多くの人

材を輩出し、平成8年から平成17年までの10年間に129名の司法試験合格者を法曹界に送り出した。新司法試験開始の平成18年から平成28年までの（新）司法試験合格者は、497名となっている。

本研究科は、研究部、そして高等法政教育研究センターによって研究活動と教育の有機的な連結を図ってきた。現在、本研究科は、科学研究費等による最先端の研究を全国の法学部の中でも特に積極的に推進しており、とりわけ、平成15年度より推進してきた21世紀COEプログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」によって、我が国の知的財産法をリードする研究拠点となってきたところであり、また、その後引き続いて採択されたグローバルCOE「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」（平成20～24年度）では、より多方面にわたる法学・政治学分野における国際的研究拠点を形成している。

法科大学院の教育は常にこれらの研究活動の成果を取り入れており、上記グローバルCOEの研究活動には、法科大学院生も様々な形で参加している。

#### 〔法科大学院教育の特色〕

北海道大学法科大学院の22名の専任教員が法曹としての基礎力と応用力を確実に養成し、さらに54名の兼任・兼任教員が、幅広い分野の研究を踏まえた学際的あるいは先端的領域での教育を展開し、変化する社会で活躍できる発展力を養成する。また、本法科大学院の教育は、上に述べた本学・本研究科の伝統を継承して、次のような特色を有している。

- ①全国の法曹志望者に開放された法科大学院を目指し、ウェブサイトでの情報公開・PRに努め、東京試験会場の開催、首都圏でのエクスターンシップを実施している。
- ②実務法曹との連携による実務法教育の開発・実施を重視し、札幌弁護士会法科大学院支援委員会と協議を行い、ローヤリング＝クリニック、エクスターンシップを実施している。
- ③少人数教育体制を確保し、双方向的・多方向的授業・文書作成指導を重視した質的にも個々の学生に応じた指導を実施している。
- ④基本・先端・学際各分野において、より高度な知識・理解を求める者は、報告準備のための指導を受けられるよう配慮している。

## ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

〔教育上の理念・目的〕

グローバリゼーションの中で、日本社会の様々な領域において法の果たすべき役割が拡大し、また、それぞれの分野で事前の行政規制よりも事後の司法チェックが重要になり、社会の高度化のゆえにより高度な専門知識が必要になっている。このような新しい社会状況において、すべての法曹は、専門法曹としての基礎的能力とともに、変容する社会からの高度な要請に応える応用力・発展力を持たなければならない。法科大学院は、このような社会領域の要請に応える多様な法曹を養成しなければならない。また、司法制度改革によって従来の司法研修所教育の一部を引き受けることになった法科大学院は、法学の基礎力の上に、法実務の基礎を修得させなければならない。

〔養成しようとする法曹像〕

以上から、21世紀の法曹は、次のような能力・資質を備えていなければならないと考える。

- (i) 基本的法分野における体系的で深い理解
- (ii) 先端的・応用的法分野における専門的知識
- (iii) これらの知識を実践の場で使いこなす実践的知識
- (iv) 柔軟で創造的な思考力
- (v) 交渉能力と説得能力
- (vi) 人権感覚・倫理性
- (vii) グローバル化のなかでの比較法的知識と語学力
- (viii) 他の専門分野に対する理解能力

これらのうち、(i) (iii) (iv) (v) (vi) は法曹のコモンベーシックをなす「基礎力」であり、(ii) (vii) (viii) は、各人がそれぞれの方向で法曹としての付加価値を高める「発展力」である。

